相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

⑥

あまり関心が高くないのでしょうか？

自社株にかかる相続税の納税猶予制度

相続開始前の事前確認が必要

今回のテーマは事業承継です。

相続・事業承継コンサルティングの仕事をしていて、最近、気になることがあります。

事業承継対策のご相談をいただいた際に、「あまり関心が高くないのかな?」と感じることがあります。

それは、平成20年10月1日以降の相続から適用されるようになった新事業承継税制の「自社株にかかる相続税の納税猶予制度」の事前確認に関する経過措置は、平成22年3月末で終了し、平成22年4月1日以降に発生した相続についてこの制度を利用する場合は、一部の場合を除き原則として、相続が起こる前に経済産業大臣の確認を受けておかねばならないということです（実務上は、各地方経済産業局の担当窓口に届け出）。

相続が起こってから、相続税が納められないからと、相続税の納税猶予制度を活用したいと思ってもどうしようもありません。

確認申請は、後継者を決定し、どのように事業を承継していくのかを計画書にまとめ、所定の申請書類と、会社の登記簿謄本や事業承継関係者の戸籍謄本などの証明書類をそろえて提出しなければなりません。確認を受けたからといって、実際に相続税の納税猶予制度を利用しなければならないわけではありませんので、自社株の価格が高い場合は、確認申請を行っておく方が良いと思われます。

先述したように一部の場合は、確認が省略されます。それは次の場合です。

●先代経営者が60歳未満で亡くなった場合

●後継者が先代経営者の死亡の直前で役員であり、かつ、その時点において申請会社の議決権総数の過半数を単独で有していた場合または、公正証書遺言により取得する株式と合算すれば過半数を単独で有することになる場合

＊　＊

この2つの場合から考えられるのは、60歳未満だと事業承継の計画を行っていなくても当然だと見なされるが、60歳以上になると、万一の場合を考えて事業承継計画を準備する時期に入りましたよ、ということではないかと思われます。

60歳以上のオーナー経営者の方はお元気で、事業承継のことを考える時期ではないと思われている方がほとんどです。

しかし、会社の安定した経営を維持するためには、まだ早いと思われる時期から計画だけは立てておくべきだと思われます。事業承継対策には、数年の時間を要することが大半です。5年～10年かけて準備を行うのが理想的であると考えられます。

後継者の選定および育成と併せて、もし万一の事が急に起こったとしても、安定して事業が継続できるように次のような項目を確認する必要があると思われます。

○自社株式の評価額の把握（毎年試算することが必要）

○事業用資産（社屋の底地や工場の底地など）と自宅や金融資産も含めた個人資産の棚卸し

○過去に行った配偶者や子供たちへの財産贈与の確認（相続の際に特別受益や遺留分の問題が生じる可能性があるので、事前に確認しておく必要があります）

○法人契約および個人契約の生命保険等の内容確認（事業承継対策を包括的に考える場合において、生命保険の活用が重要なポイントとなります）

○個人債務保証等の確認

・法人の簿外債務の確認

○退職金規程の確認

○残業代の不払い問題

○労災認定の場合に会社の賠償責任が問われた場合の対策について

これらのことを整理し、オーナー経営者の保有されている財産に対して相続税が課税されるかどうかのシミュレーションを行い、相続税の額が高額になる場合は、納税猶予制度を活用することも視野に入れて事業承継計画を立てる必要があると思われます。

2つの課題を同時に

時間がかかるケースが多い

後継者がすでに決まっておられる場合は、株主構成がどのようになっているのかが気になるところです。社長の椅子をすでに後継者に譲っておられる場合でも、先代経営者の株式の保有割合が高いまま、というケースも多く見受けられます。

事業承継を考える場合「会社の経営承継」と「個人の財産承継」という2つの課題を同時に考える必要がありますので、大変時間がかかるケースが多いのが実情です。

中小企業経営承継円滑化法の活用（相続の場合の納税猶予、生前贈与の際の納税猶予、遺留分に関する民法特例）にしても、遺産分割方法の検討や公正証書遺言の作成、相続税対策などは、オーナー経営者がお元気なときに実行しなければできないことがたくさんあります。

実際に、事業承継対策を考えなければならないと思いながら、何年もたってしまって、やっと対策に着手したとたんに病に倒れたり認知症が発症したりして、オーナー経営者自身がご自身の判断で物事を決定できない状態になり、事業承継対策が不十分になってしまうケースもあります。

事業承継は第二創業期

保険の見直しも必要に

事業承継および相続対策について、大きな効果が得られる生命保険についても、オーナー経営者の健康状態が良好なときに、事業承継や個人の財産承継を踏まえて見直さなければ、効果が半減してしまうこともあります。

最近では、持病をお持ちの方でも加入できるという保険も販売されていますが、加入限度額が低く設定されており、事業承継や財産承継の対策として考えると不十分と思われますので、やはり早めに見直しに着手する必要があると思われます。

企業は「創業期」「成長期」「成熟期」「衰退期」というサイクルがあると言われます。

また、後継者が事業を承継する際は「第二創業期」というようにも言われます。第二創業期に合わせた保険の見直しという考え方が、みなさんにも必要になってくるのではないかと思われます。

みなさんにとっても、顧客である企業の事業承継および個人の財産承継が円滑にいくことが、ご自身の仕事の安定につながると思われますので、顧客であるオーナー経営者に「新事業承継税制の『相続税の納税猶予制度』に係る事前の確認に関する経過措置は、平成22年3月末で終了しましたが意識されていましたか?」と話題を投げかけてみてはいかがでしょうか。

「会社の経営承継」と「個人の財産承継」を同時に考える

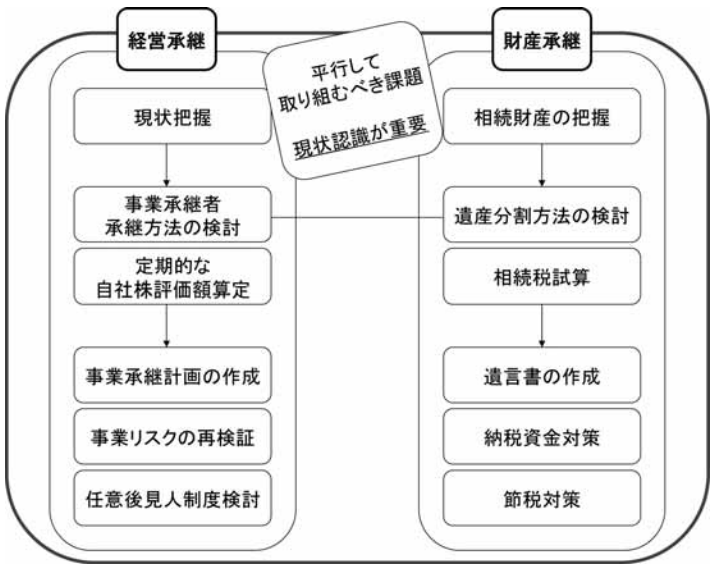

新日本保険新聞社刊「トラブル事例に学ぶ事業承継」より

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

◆ワンポイント解説◆

●中小企業経営承継円滑化法

中小企業の事業承継における様々な問題に対応して事業の円滑な継続を図るために、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(略称:中小企業経営承継円滑化法)が平成20年5月9日に成立しました。その柱は、①民法上の遺留分による制約に対する遺留分に関する民法の特例制度、②事業承継時の資金調達の困難性への対応としての金融支援措置、③相続税課税についての措置、の3つです。

平成20年10月1日に施行され、遺留分特例制度に限り平成21年3月1日から施行されました。また、相続税の課税についての措置は、平成21年度の税制改正により「自社株にかかる相続税の納税猶予制度」が創設され、平成20年10月1日以降に開始した相続にさかのぼって適用されています。

1．遺留分の特例制度

一定の要件を満たす中小企業の後継者が、推定相続人全員と合意を行い、所要の手続を経ることで、後継者に生前贈与された自社株式等を遺留分の対象(基礎財産）から除外する、あるいは評価額をあらかじめ固定するものです。この制度を活用することにより、相続によって分散する恐れのあった自社株式等を後継者に集中しやすくなり、事業を円滑に承継することが可能となります。

2．金融支援措置

非後継者からの遺留分減殺請求による株式の分散を防止するための資金、株式、事業用資産の取得資金や納税資金の調達方法として、金融支援の特例を整備しました（中小企業信用保険法、日本政策金融公庫法等の特例）。

3．相続税課税についての措置

平成21年度税制改正において、自社株にかかる相続税の納税猶予制度が創設されました。一定の要件を満たす場合に、非上場株式の課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。